

女川町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第2回）	平成24年7月2日（月） 13:30～13:45
	前回（第1回）	平成24年2月17日（金） 13:00～13:30
場 所	宮城県庁9階 第一会議室	
復興整備事業	集団移転促進事業（指ヶ浜地区、御前浜地区、尾浦地区、竹浦地区、桐ヶ崎地区、高白浜地区、横浦地区、大石原浜地区、野々浜地区、飯子浜地区、塚浜地区、出島地区、寺間地区）	
出 席 者	女川町	副町長 東野 真人 復興推進課 課長 伊藤 力 復興推進課 参事 宍戸 睦正 復興推進課 都市計画係 係長 小林 貞二
	復興庁	宮城復興局主任専門調査官 佐藤 達也 宮城復興局政策調査官 藤田 文彦
	国土交通省	都市局 都市安全課 宮崎 貴雄 都市局 都市安全課 吉田 良勝 東北地方整備局 計画・建設産業課 計画調整第一係長 及川 斉弘
	宮城県	環境生活部自然保護課長 三坂 達也 農林水産部林業振興課 技術補佐 小野 泰道 土木部建築宅地課長 佐伯 正博 土木部都市計画課長 櫻井 雅之 土木部復興まちづくり推進室長 金子 潤 震災復興・企画部 地域復興支援課長 熊谷 良哉

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

2 議 事

女川町復興整備協議会規約第7条により、女川町長代理人の東野副町長が議長となる。

（女川町副町長 東野）

女川町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（女川町事務局 復興推進課長 伊藤）

様式第2により説明。

（女川町副町長 東野）

ただ今、事務局から御説明申し上げました部分について、皆様から御意見、御質問はありませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

今回の女川町復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第53条第4項の規定に基づく集団移転促進事業の策定に関する特例措置を適用することとしておりますが、集団移転促進事業計画について事務局から説明をお願いします。

(女川町事務局 復興推進課長 伊藤)

女川町離半島地区防災集団移転促進事業計画書(案)について説明。

(女川町副町長 東野)

ただ今、事務局から説明がありましたが、宮城県建築宅地課から補足することはございませんでしょうか。

(宮城県建築宅地課長 佐伯)

特にありません。

(女川町副町長 東野)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第53条第4項の規定に基づき、国土交通大臣の同意を得ることとなっておりますが、国土交通省都市局都市安全課 宮崎様、いかがでしょうか。

(国土交通省 都市局 都市安全課 宮崎)

女川町さんの事業計画(13地区)について同意します。

(女川町副町長 東野)

では、この事項につきましては、国土交通大臣の同意をいただいたものといたします。
以上で議事を終了致します。

3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐)

○協議結果

- | |
|---|
| ・集団移転促進事業(13地区)について、東日本大震災復興特別区域法第53条第4項に基づく国土交通大臣の同意を得た。 |
|---|